

大阪飲食組合組合員の皆様・大阪府内で飲食店を経営されている皆様へ

大阪府飲食業生活衛生同業組合
本部 事務局10月1日からの政府からの要請と大阪府からの要請

	営業時間	酒類の提供
政府（～10/31）	(認証店) 午後9時まで (非認証店) 午後8時まで	各知事が判断
大阪府（～10/31）	(認証店) 午後9時まで (非認証店) 午後8時まで	(認証店) 4名以下で午後8時半まで (非認証店) 自粛要請

(注) ゴールドステッカー認証に関して「申請中」は不可となり「認証済」が条件となります。

(注) ブルーステッカーは今回の認証の対象となりません。

(注) 大阪府では飲食店でのカラオケ設備の使用は「自粛」となりますが、十分な換気対策ができていないことを条件にカラオケボックスでの飲食及びカラオケ設備の利用は許可されます。

[ゴールドステッカーに関する問合せ先]

- ・コールセンター：06-7178-1371（平日：09:30-17:30）
- ・大阪府危機管理室：06-4397-3294

[ゴールドステッカー申請中だが1ヶ月以上経っても認証されない場合]

<組合員の方限定>

- ・8ケタの申込番号、申請した屋号、事業主氏名、登録した住所、連絡先電話番号を組合本部中村宛にFAXでご連絡ください。組合本部から大阪府危機管理室に確認します（回答には数日掛かる場合があります）。

【10/1以降の第9期時短要請協力金に関して】

注 売上高には消費税・地方消費税を含みません。

区域	対象分類	1日当たりの売上高 (前年度又は前々年度)	1日当たりの協力金の額
大阪府内 全域	中小企業等 (売上高方式)	83,333円以下	25,000円
		83,333円超から25万円以下 (①)	25,000円から75,000円 (①×0.3)
		25万円超	75,000円
	大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等も選択可	—	1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円） 又は1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額

- ・協力金の支給要件、支給額、問合せ先に関しては後日大阪府ホームページにて公表されます。
- ・今回の大阪府の要請は、特措法第24条第9項に基づく「要請」であり、緊急事態宣言発令中などの「命令」ではありませんが、要請に応じない場合は協力金の対象にはなりません。